

## 令和3年度に向けた中小企業等振興施策について

2020年度版



## 岩国市創業支援補助金



## 目的

商業活動を営む事業者を増加させ、市内経済の活性化を図る。新たな起業家を支援し、創業促進を図る。

## 補助対象

**未創業者**及び**新規創業者**でいわくに創業カレッジを修了し、市内において新たに創業する起業家

## 補助率

1/2(消費税を除く)

## 対象エリア

岩国市内全域

## 限度額

経費の区分	未創業者	新規創業者
店舗改装費	50万円	25万円
広告宣伝費	20万円	10万円
備品購入費	30万円	15万円

※必ず着手前に申請を行い、市の交付決定を受ける必要があります。  
※予算には限りがあるため、予算がなくなり次第終了します。

## 未創業者

創業塾開校日において、創業をしていない個人

## 新規創業者

創業塾開校日において、創業後1年を経過していない個人及び法人  
(令和元年6月12日～令和2年6月11日の期間に創業)

## ○実績

年度	受講者数	創業カレッジ 修了者数	うち 創業者数
H27	31人	26人	9人
H28	22人	17人	6人
H29	27人	27人	12人
H30	32人	31人	14人
H31	38人	26人	15人
合計	150人	127人	56人

## ●主な創業業種

- ①理容・美容業 (16) 28.1%      ②飲食業 (13) 22.8%  
③専門サービス業 (他に分類されないもの) (5) 8.8%  
④小売業 (4) 7%      ④その他教育、学習支援業 (4) 7%

## ●創業支援の方向性

創業支援補助金制度運用から5年が経過し、実績や成果を総括して現状の課題を明らかにし、今後の創業支援制度の方向性を再検討していく。

●支援環境と経済状況

本年度中に「しごと交流・創業支援施設」を岩国駅前に整備し、創業支援マネージャーを配置して、創業後の事業活動にも重点的に支援していく体制を予定している。また、新型コロナウイルス感染症による経済状況の激変を考慮する必要もある。

●創業支援補助金の方向性

創業カレッジ修了者に対し、無条件に補助金を支出するのではなく、事業計画及びそのプレゼン等により将来性・継続性を評価する「選考型」に変更を検討。

## 【参考】

2020年度版

### 岩国市創業支援補助金 詳細について

対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・未創業者及び新規創業者で創業塾を活用し、市内で商業活動を営もうとする者</li><li>・副業としての創業は対象外</li><li>・移動販売車、無人店舗(コインランドリー等)の場合は対象外。 物販の場合:○店頭販売 ×インターネット販売のみ</li><li>・賃貸の場合は、創業者一人あたり賃貸借契約単位とし、間借り・転貸は除く。</li></ul>
要件	未創業者及び新規創業者で ①いわくに創業カレッジを修了した者 ②岩国市に対して、税及び料の滞納が無い者 ③許認可を要する業種は、許認可を取ることが確実な者 ④同一目的の他の補助金を受けない者
対象外業種	<ul style="list-style-type: none"><li>・農業、林業、漁業、金融、保険業</li><li>・病院、一般診療所及び歯科診療所</li><li>・風営法第2条各項に規定する営業に該当するもの</li></ul>
申請・交付	申請時期:創業カレッジの開講日以降 実施期間:事業実施は、交付決定日から当該年度終了まで 交付制限:1補助対象者につき1回限り 額の決定:当初申請時の交付決定額を上限とする